

真岡市道路占用工事等に伴う路面復旧基準

1 目的

この基準は、道路占用工事等の施行について、適正な道路機能を保全・保持することを目的として必要な事項を定めるものである。

2 対象とする道路

現に市が管理している市道及び法定外道路、または、今後市が管理することが明らかな道路とする。(以下「市道等」という。)

3 対象の工事及び物件

- (1) 対象の工事は、開削工事により市道等に地下埋設を行う工事及び既に地下埋設されている物件の修繕工事、又はその他の物件を占用するため行われる工事(以下、「地下埋設工事等」という。)における道路舗装の復旧が地下埋設工事等の完了を目的とする復旧(以下、「本復旧」という。)、仮に道路舗装の復旧を目的とする復旧(以下「仮復旧」という。)とする。
- (2) 推進工法により行われる道路占用工事等は、別途協議し得られた内容とする。
- (3) 対象となる物件は、地下に埋設される物件及びこれらと一体を成す付属構造物等すべてとする。
- (4) 工事発注者は国、県、市町等の地方公共団体及び一部事務組合、又は民間(個人、法人等)において道路占用工事等を施工するすべてにこの基準を適用する。

4 道路舗装復旧範囲(別図参照)

掘削による舗装復旧幅は下記のとおりとする。

仮復旧幅は掘削部とする。

本復旧幅は掘削幅に影響部(最低0.45m以上)を加えたものとする。

影響幅 $n = k \cdot t$

$$\left[\begin{array}{l} k \quad \text{セメント・コンクリート舗装の道路にあつては} 1.4 \\ \quad \quad \text{アスファルト舗装の道路にあつては} 1.0 \\ t \quad \text{掘削部分の路盤の厚さ} \end{array} \right]$$

(1) 車道部分

<横断占用の場合>

① 幅員6m以上の道路

影響幅(最低0.45m以上)を復旧範囲に加える。

縦断方向への復旧幅は最低2mとする。

② 幅員6m未満の道路

影響幅(最低0.45m以上)を復旧範囲に加える。

<縦断占用の場合>

影響幅（最低0.45m以上）を復旧範囲に加える。

但し、次のいずれかに該当する場合にはその範囲までとする。

- ア) 復旧範囲に歩車道ブロック又は道路側溝などの構造物がある場合には、その構造物までの範囲。
- イ) 復旧範囲に車両規制線がある場合には車両規制線までの範囲とする。但し、車両規制線を越えて掘削される場合を除く。
- ウ) 復旧範囲から、更に外側にある既存の舗装幅が概ね1.2m未満の場合には、その幅を加えたものを復旧範囲とする。（歩車道ブロック又は道路側溝など構造物がある場合には構造物までの幅。車両規制線がある場合には車両規制線までの幅）
- エ) 復旧範囲に、以前に行われた復旧範囲が重なる場合には、今回の復旧範囲を優先させる。
- オ) 復旧範囲の他に既に行われた復旧範囲が隣接する場合、その隣接する差が概ね1.2m未満である場合にはその部分も加える。
- カ) 外側線（サイドライン）のある市道等で、掘削が外側線までの路肩部のみである場合には、外側線までの路肩部の幅を復旧範囲とすることができる。但し、事前に道路管理者と協議し承認等された場合とする。
- キ) 円形工法の場合は、掘削部の範囲とする。但し、マンホールの蓋または調整リングを施工する場合であり、蓋外周から0.2m以内、路面から深さ0.3m以内の掘削範囲の工事で、復旧は無収縮モルタルを基礎とし弾性合材を表層5cmの施工とする。

(2) 歩道部分

影響幅（最低0.45m以上）を復旧範囲に加える。横断方向へは歩道幅全幅を復旧範囲とする。

5 舗装構成（別図参照）

舗装復旧は原形復旧とする。ただし、舗装構成が不明であり、現況が下記の基準未満の場合は次のとおりとする。

舗装材料は、再生材の使用を原則とする。

本復旧については補足材を使用し仕上げ厚さ3cmを施工し、その上に、基層及び表層工を施工すること。

(1) 車道部

①幅員6m以上の道路

表層5cm、基層5cm、路盤30cm

(粒調碎石0～40…15cm、切込碎石0～40…15cm)

②幅員6m未満の道路

表層5cm、路盤35cm(粒調碎石0～40…15cm、切込碎石0～40…20cm)

(2) 歩道部（一般部）

表層 3 cm、路盤 10 cm（切込砕石 0～40…10 cm）

(3) 歩道部（乗入部）車種区分により決定する。

ア) 小型自動車（乗用、小型貨物自動車等）

…2 t 程度は表層 5 cm（密粒度アスコン）、路盤 2.5 cm（粒調砕石）

イ) 中型自動車（普通貨物自動車、大型貨物自動車等）6.5 t 以下

…表層 5 cm（密粒度アスコン）、基層 5 cm（粗粒度アスコン）、路盤 2.5 cm（粒調砕石又は粒調鉄鋼スラグ）

ウ) 大型自動車（大型貨物自動車）6.5 t 以上

…表層 5 cm（密粒度アスコン）、基層 10 cm（粗粒度アスコン）、路盤 30 cm（粒調砕石又は粒調鉄鋼スラグ）

6 本復旧の時期等

(1) 本復旧の時期は、仮復旧を完了した日から3ヶ月から6ヶ月までに行うものとする。但し、道路管理者が認めた場合にはこの限りではない。

(2) 本復旧を行うまでの間に、鉄板等を設置して養生等を行うことは認めない。但し、道路管理者が認めた場合にはこの限りではない。

(3) マンホール等を設置する円形工法による本復旧の時期は、完了を目的とする工事の時期と同時に進めても差し支えない。

7 本復旧完了後の措置

(1) 開削工事により行われた地下埋設工事等で、本復旧を完了した日から1年を経過するまでの間に沈下等により修繕工事が必要となった場合で、当該工事が原因と道路管理者が認めた場合には当該工事施工者において修繕工事を行うものとする。

(2) 推進工事により行う道路占用工事等については別途協議し得られた時期とする。

(3) 該当する上記の(1)から(2)の期間又は協議により得られた期間を経過した後で、明らかに当該工事が原因で修繕工事が必要と道路管理者が認めた場合には、当該工事施工者において修繕工事を行うものとする。

8 その他

上記の項目を当てはめることが困難、又は別に道路管理者が指示する場合は道路管理者が指示する内容とする。

9 適用時期

この取扱は、平成31年4月1日から適用する。